

機関誌「非破壊検査」投稿規則

制定 平成4年5月20日 改正 平成9年1月22日 改正 平成14年3月15日 改正 平成18年5月9日
改正 平成18年10月27日

1. 目的 社団法人日本非破壊検査協会（以下、本会という）は広く非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野に役立つ研究結果及び情報を本会会員に提供すると共に、会員間の意思の疎通及び相互の啓蒙を図ることを目的として、機関誌「非破壊検査（Journal of JSNDI）」（以下、会誌という）を年間12回発行する。会誌への投稿はこの規則に基づいて行われなければならない。
2. 投稿資格 投稿原稿の著者（連名の場合には最低1名）は以下のいずれかに該当する者とする。ただし、依頼原稿はこの限りではない。
 - (1) 正会員 (2) 学生会員 (3) 賛助会員 (4) 名誉会員
3. 著作権 会誌に投稿される原稿の著作権の取り扱いは次のとおりとする。
 - (1) 会誌に掲載される原稿の著作権は、投稿原稿、依頼原稿の種類を問わず、すべて本会に帰属する。
 - (2) 原稿を投稿する者は、その原稿の掲載が決定された場合は著作権のすべてを本会に譲渡する旨の文書を、投稿時に編集委員会へ提出する。ただし、原稿の翻訳など二次的著作物の作成に関する権利は著者に留保する。
 - (3) 複数の著者によって執筆される原稿は、あらかじめ著者間で選出した代表者が本会への著作権譲渡の手続きを行う。
 - (4) 投稿される原稿のなかに著者が著作権を有していない図表等が含まれており、その利用形態が引用の範囲を超えている場合は、著者自身が著作物利用の許諾を文書で得て、その写しを投稿時に編集委員会へ提出する。
 - (5) 本会が著作権の譲渡を受けたあとも、著者は本会の許諾なしに会誌に掲載された原稿を自由に利用することができる。ただし、全文を複製して他の有償で配布される出版物に転載する場合は、あらかじめ本会へ文書によって申し出て、本会の許諾を得なければならない。
 - (6) 本会もしくは著者以外の第三者が会誌に掲載された原稿を著作権法で認められている範囲を超えて利用をする場合は、あらかじめ本会の許諾を得なければならない。また、その原稿が会誌に掲載されたものである旨を明示しなければならない。
 - (7) 会誌に掲載された原稿について、著作権侵害、名誉棄損等の訴訟、またはその他の紛争が生じた場合は、当該著者を当事者とする。
4. 原稿の種類と長さ
 - 4.1 論文 2.に示した投稿資格を有する者が投稿できる原稿で、内容は次のとおりとする。
 - 4.1.1 内容 論文は非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い研究、又は技術・装置の開発等に関して下記の(1)、(2)あるいは(3)のいずれかのカテゴリーに属するもので、原著論文として他に未発表のものとする。論文は和文あるいは英文のもので、原稿の長さは原則として刷上りで6ページ、最大で8ページを超えないものとする。8ページを超える原稿は受理しない。
 - (1) 学術論文
「学術論文」は、学術論文としての創造性、新規性、重要な発見・結論を有するもの。
 - (2) 技術論文
「技術論文」は創造性、新規性に乏しい場合でも、有益なデータ、有益な技術・材料の改良、技術の実用性、他分野への応用・可能性に価値が認められるもの。ただし、単なるデータの蓄積、材料や技術の比較等の場合は、「研究調査資料」への種別の変更を求めることがある。
 - (3) 萌芽論文
「萌芽論文」は、将来への発展性を重視する。これに独創性か新規性が備わっており、学術または技術論文として完成される見込みのあるものは、論文としての完成度、データ、及び検討が多少不足していてもそれを厳密には問わないこととする。
 - 4.1.2 原著について 論文は一般に国内外で公表されている本会以外の刊行物（以下、他誌という）に未投稿のものに限る。

〔例外規定〕

 - (1) 会誌に掲載された原著論文及び他の記事は英文提携誌に投稿できる。
 - (2) 会誌に掲載された「研究速報」の内容は原著論文として再投稿できる。
 - (3) 著者の所属機関が発行する欧文刊行物に投稿したもの、及び和文刊行物であっても投稿内容が速報的抄録のものは、他誌へ未投稿として受け付ける。
 - (4) 本会の分科会、特別研究委員会等において刊行された報告書又は資料集等に掲載された内容を、刊行後にその著者が投稿する場合は、他誌へ未投稿として受け付ける。

- (5) 学位審査請求のために提出された論文を公聴会において発表した後に投稿する場合は他誌へ未投稿とみなして受け付ける。

4.2 論文以外の投稿原稿 2.に示した投稿資格を有する者が投稿できる原稿で、種類は次のとおりとする。

(1) 研究調査資料

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野の研究又は技術。装置の改良・開発に関するもの、及びこれらに関する提案、指針、見解、調査結果等で、利用価値の高い情報を含むもの。原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(2) 研究速報

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野の研究・技術開発・製品開発等に関する速報、又は新規性がある学術的提案及び技術的提案等で、他誌へ未投稿のもの。原稿の長さは原則として刷上り2ページ以内とする。

(3) トピックス

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い分野の技術的情報を含み、会員にとって役立つと考えられる記事。例えば、現場計測でのノウハウや海外技術協力におけるエピソードなど。原稿の長さは原則として刷上り2ページ以内とする。

(4) 会員の声

本会及び非破壊検査全般に関する率直な意見・提案等で、原稿の長さは原則として刷上り1/2ページ以内とする。

(5) その他

上記以外の内容のもので編集委員会が必要と認めた原稿。

4.3 依頼原稿 編集委員会が依頼する原稿で、種類は次のとおりとする。

(1) 巻頭言

原稿の長さは原則として刷上り1ページとする。

(2) 総説

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連した分野における研究・技術等について総合的に論じたもの。原稿の長さは原則として刷上り8ページ以内とする。

(3) 解説

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連した分野の研究・技術等についてわかりやすく述べたもの。原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(4) 報告

分科会・各種委員会等における研究活動の展望・報告等。原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(5) 講座

原則として2回以上にわたって掲載される初心者向けのもので、1回の原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(6) 連載

2回以上に渡って連載されるもので、会員にとって有益な情報の提供を目的とする。1回の原稿の長さは原則として刷上り4ページ以内とする。

(7) 資料

非破壊検査、材料評価及びこれらに関連の深い研究・参考資料・提案・調査結果等で、利用価値の高いもの。原稿の長さは原則として刷上り8ページ以内とする。

(8) 随筆

回想・見聞記・提案・意見など。原稿の長さは原則として刷上り6ページ以内とする。

(9) 協会だより

本会に関連の深い国際活動、規格、研究活動、出版活動、教育活動及び認定活動等に関する記事。ここで研究活動は分科会、各種委員会などの活動をいう。原則として刷上り1ページ以内とする。

(10) その他

上記以外の内容のもので編集委員会が必要と認めた原稿。

4.4 会務原稿 本会からの公示、報告事項、事務局からの連絡事項、サービス等に関する原稿で、種類は次のとおりとする。

(1) 会告

(2) 予告

(3) お知らせ

- (4) 会の動き
 (5) その他、編集委員会が必要と認めた原稿。

5. 原稿の構成 原稿の構成は次の表のとおりとする。ただし、レイアウト形式で作成された原稿については、英文要旨、図表のキャプション、図はいずれも本文中に割り付け、別紙として提出する必要はない。論文、研究調査資料、研究速報及びトピックス以外については特に規定しない。

原稿の構成

	論 文	研究調査資料	研究速報 ・トピックス
表紙（原稿票）	必要事項をA4用紙に記述 （用紙はJ S N D I ホームページ上より入手可能）		
英文要旨	200語以内	不要	不要
本 文	刷上がり6ページ以内 を原則とし、最大8ペ ージまで認める （英文概要及び図表を 含む）	刷上がり6ページ以内 とする （図表を含む）	刷上がり2ページ 以内とする （図表を含む）
図表のキャプション 及び図表中の文字 （写真も図として 取り扱う）	図表のキャプションは一括して本文末尾に添付する		
	英語に限る	英語又は日本語	英語又は日本語
図	墨入れ（文字はレタリングセットなどを使用）、作図ソフトにより作成したもの又はその写真版		
提出部数（副原稿 はコピーでも可）	3部 （正：1 副：2）	2部 （正：1 副：1）	2部 （正：1 副：1）

6. 執筆要領 原稿の執筆は別に定める『機関誌「非破壊検査」の執筆要領』に従うものとする。
7. 電子媒体による原稿の提出 編集委員会による原稿の校閲が終了した後に、校閲済原稿が記録された電子媒体とそれを出力した校閲済原稿を提出することが望ましい。詳細は別に定める『機関誌「非破壊検査」の執筆要領』に従うものとする。
8. 原稿の提出先と受付日
 8.1 原稿の提出先は次のとおりとする。
 社団法人 日本非破壊検査協会 学術課 編集委員会 宛
 8.2 原稿の受付日 原稿の受付日は、原稿が本会編集委員会に到着した日とする。ただし、投稿規則に合致しない原稿は受理されないことがある。
9. 校閲 原稿は編集委員会が選出した校閲委員によって校閲される。部分的な修正又は削除を求められた原稿が返送の日から1ヵ月以上経過して再提出された場合は、原則として新規に投稿されたものとみなす。また、期限内に再提出された原稿でも、内容の変更が著しい場合には、編集委員会は著者に対して再提出時の日付の記載、あるいは受付日の変更を求めることがある。
10. 採否 原稿の採否は編集委員会が決定する。
11. 著者校正
 (1) 初校は著者の責任において校正を行う。著者校正は原則として初校に限る。
 (2) 校正は原則として誤植箇所に限る。
12. 掲載料及び別刷料 投稿原稿が会誌に掲載された後に著者は本会所定の手続きに従って速やかに規定の掲載料を本会に納入しなければならない。また、掲載物の別刷を希望する場合には規定の別刷料を本会に納入しなければならない。
 掲載・別刷料金及びその納入方法は附則に定める。

附則 1 . 掲載料及び別刷料金

(1) 掲載料金表

著作物の種類	6 ページ以下	7 ページ以上 8 ページ以下
論文	1 ページにつき 7,000 円	1 ページにつき 14,000 円の割合で加算
研究調査資料	1 ページにつき 7,000 円	1 ページにつき 14,000 円の割合で加算
研究速報	一編につき 20,000 円	
トピックス ・会員の声	無 償	

(2) 別刷料

- 1) 別刷が必要な場合には希望部数を寄稿の際に申し込まなければならない。
- 2) 別刷料は投稿・依頼原稿ともにモノクロームは 30 部毎に 5,000 円、カラー頁が含まれる場合は 30 部毎に 6,000 円とする。

(3) 掲載料及び別刷料の納入方法

- 1) 本会からの請求後、掲載料及び別刷料を指定口座に振り込まなければならない。
- 2) カラー掲載を希望する場合には、カラー掲載を認める。ただし、掲載にかかる費用は、著者の負担とする。